

さいたま市告示第1481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年9月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西友与野店

所 在 地 さいたま市中央区下落合三丁目7番9号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ライファン工業株式会社

代 表 者 代表取締役 笹沼 東一

住 所 さいたま市浦和区東高砂町2番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 別表「小売業者一覧(変更前)」

(変更後) 別表「小売業者一覧(変更後)」

(4) 変更の年月日

令和5年5月8日

(5) 変更する理由

小売業者の住所変更のため

2 届出年月日

令和5年8月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年9月12日から令和6年1月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合五丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年9月12日から令和6年1月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別表 小売業者一覧（変更前）

■ 小売業を行う者の住所変更

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽 二丁目1番1号	西友与野店	衣料品、日用雑貨、食料品等	住所変更	R5. 5. 8	
2	株式会社セリア	代表取締役 河合 映次	岐阜県大垣市外渕 2丁目38番地	セリア	100円ショップ	—	—	
3	株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区 北袋町一丁目602番1号	しまむら	ファミリーウェア	—	—	
4	株式会社 ニトリ	代表取締役社長 武田 政則	札幌市北区新琴似七条一丁 目2番39号	デコホーム	家具・インテリア用品	—	—	

別表 小売業者一覧（変更後）

■ 小売業を行う者の住所変更

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町 一丁目12番10号	西友与野店	衣料品、日用雑貨、食料品等	住所変更	R5. 5. 8	
2	株式会社セリア	代表取締役 河合 映次	岐阜県大垣市外渕 2丁目38番地	セリア	100円ショップ	—	—	
3	株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区 北袋町一丁目602番1号	しまむら	ファミリーウェア	—	—	
4	株式会社 ニトリ	代表取締役社長 武田 政則	札幌市北区新琴似七条一丁 目2番39号	デコホーム	家具・インテリア用品	—	—	